

第5回定例会

令和2年9月15日開会

令和2年9月16日閉会

# 小清水町議会会議録

小清水町議会

## 令和2年第5回小清水町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和2年9月15日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)  
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 意見案第 7号 種苗法「改定」案に関する意見書(案)の提出について
- 第 5 意見案第 8号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書(案)の提出について
- 第 6 意見案第 9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)の提出について
- 第 7 一 般 質 問
- 第 8 議 案 第 3 4 号 小清水町表彰条例制定について
- 第 9 議 案 第 3 5 号 小清水町議会議員及び小清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 第10 議 案 第 3 6 号 令和2年度小清水町一般会計補正予算(第5号)について
- 第11 議 案 第 3 7 号 令和2年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第12 議 案 第 3 8 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第13 議 案 第 3 9 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第14 議 案 第 4 0 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第15 議 案 第 4 1 号 小中学校情報機器整備事業にかかる契約の締結について
- 第16 同 意 第 3 号 教育長の任命について
- 第17 同 意 第 4 号 教育委員会委員の任命について
- 第18 同 意 第 5 号 教育委員会委員の任命について
- 第19 認 定 第 1 号 令和元年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	村上信二君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長	中野也寸志君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	城綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和2年第5回町議会定例会を開会いたします。  
(開会 午前9時30分)

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、  
2番 鬼塚 茂 議員 9番 木戸 寛治 議員  
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。  
森浩議会運営委員長。4番。

○議会運営委員長（森浩君）はい、4番。それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

令和2年第5回町議会定例会を開催するにあたり、去る8月25日、9月11日及び本日、議会運営委員会を開催し、本日開会する定例会の会期運営等について協議をいたしました。

本定例会に付議されました提出議案等は、配付されている議事日程表のとおりであります。また、一般質問は5名9件が通告されております。

なお、今会期中の決算審査特別委員会の開催も予定されているところでございます。

以上、提出議案等の件数、内容等を慎重に審査、判断いたしまして、本定例会の会期は、本日9月15日から同17日の3日間とすることが適当であると判断いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期3日間であります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日から9月17日までの3日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

6月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から、例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。また、財政健全化判断比率について、町長から監査委員の意見書をつけて報告がありましたので、その写しを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）皆さん、おはようございます。定例町議会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延という非常時からスタートしました令和2年度ですが、早くも9月半ばを迎え、半期を終えようとしております。

月初めには温暖化の影響とも言える猛暑日が続きましたが、朝夕はすっかり涼しくなり、季節の移り変わりを感じる頃となってまいりました。

秋の訪れとともに収穫作業が始まっております。本年も、このまま実り多い出来秋となることに期待を寄せるところでございます。

そうした本日、令和2年第5回定例町議会を招集させていただきましたところ、公私ともに何かと御多用の中、全員の御応召を賜りまして、ここに定例会が開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案いたします案件でございますが、条例関係では表彰条例と選挙運動の公費負担に関する条例の制定2件、補正予算は令和2年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算2件、規約の変更では北海道市町村総合事務組合ほか組合規約の変更3件、契約の締結は小中学校情報機器整備事業1件、同意案件では教育長並びに教育委員会委員の任命3件のほか、令和元年度各会計の決算認定についてでございます。

以上12件の案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げまして、定例町議会開会にあたっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書を御覧願います。

なお、私の補足説明は、ごく簡単に行いますので、御了承願います。

3ページの左側上段、農作物作況調査であります。別紙農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので御覧ください。

まず、総体的な状況でございますが、本年のまき付けは、温暖な気候により順調に始まっておりますが、5月中旬の低温による生育の遅れ、その後、6月の高温によりやや回復し、7月中旬以降は少雨により干ばつ気味な状態となっておりますが、全体的にはやや早熟な状況で推移しているところであります。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、9月1日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

資料の見方でございますが、表の左側が作物名、次に生育概況欄の上段が本年度の数値であります。町単独調査の実施により、さらに細分化した上段を小清水町の数値、下段を所管内の数値としておりまして、下段の平年値につきましては、支所の平年値でございます。

秋まき小麦、春まき小麦は既に収穫を終え、粗原収量は、きたほなみが反当たり12.3俵、春よ恋は8.9俵と、いずれも平年をやや上回る結果となっております。

現在、収穫作業が行われておりますバレイショは平年並みの生育で、JA小清水の坪掘調査によりまして、収量はやや少ないもののライマン価は平年を上回る結果となっております。

てん菜の生育でございますが、これまでの高温、干ばつなどにより、葉のしおれが確認されておりますが、根部の肥大は平年並みとなっております。

今月に実施されましたホクレン原料所の調査によりまして、収量は平年より多く、糖分は平成以降、過去最高であったと聞いております。

大豆でございますが、生育は3日早く、これまでの高温、干ばつにより登熟が例年よりやや早く進んでおり、タマネギの収穫は、平年よりも7日早く始まり、飼料作物のトウモロコシは4日早い生育、牧草の収穫は平年と同時期の収穫作業となっております。

以上のような調査結果から、全体的に生育は早まっている状況となっておりますが、今後の収穫作業にあたり、農業者の皆様を初め、関係者一丸となり天候に対する適切な対応と防除対策や排水対策など、適切な圃場管理の徹底を図り、豊穡の秋を迎えるとともに、無事に本年の農作業が終えることを願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

◎意見案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、意見案第7号、種苗法「改定」案に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。種苗法「改定」案に関する意見書（案）についてであります。

種苗は農民の長年の努力によって、食料を作るために時代に引き継がれ、改良を繰り返すとともに、種苗交換会などを通して、在来種を初め、優れた種苗が全国各地に広がりました。歴史的にも公共の財産として、本来、利益を目的とするものではありませんでした。

今日、サツマイモなどの種苗の自家増殖で生産されているものも多くあり、自家増殖を原則禁止して許諾性を導入する種苗法改定案は安定的な食料生産と農民経営を脅かす危険性があります。

遺伝子組み換え種子など、世界に出回る種子の7割が、多国籍企業によって生産されている中、種苗権者保護の名目で、多国籍企業による種苗の独占がさらに進むことで、食の安全、安心を脅かすことが危惧されます。

また、自家増殖が国内品種の海外流出の要因という指摘がありますが、国民の食を支えてきた優れた種苗を守るためには、従来、国が行ってきた海外での品種登録をさらに積極的に進めることが現実的であり、実際、他国も自国の品種を守るために、日本での品種登録を進めています。

よって、以上の理由で種苗法改定案の取りやめを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第7号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第7号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第8号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）であります。

国においては、国土の根幹を成す高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的、体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス終息後の物流、観光を初めとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実、強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、長期安定的に道路整備、管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3、令和2年度までの限定的な措置となっている防災減災国土強靱化のための3か年緊急対策を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検、診断、補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理、更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊原発所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために、必要な予算を別枠で確保すること。

7、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

皆様の御賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第8号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第8号、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第9号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第9号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。ただいま上程されました意見案第9号について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は、喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策に迫られる。今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、地方の財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確

保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の遍在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、交付税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続にあたっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

御賛同いただきまして、可決くださいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第9号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第9号、原案のとおり可決されました。

#### ◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。なお、質問、答弁ともに簡潔、明瞭に願います。

初めに、6番、工藤孝一議員。はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。さきに通告してあります一般質問2点について伺います。

最初に1点目ですが、新型コロナ、インフルエンザ同時流行対策についてであります。

（1）9月4日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部が発出しました、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備についてであります。小清水町としての受け止め、また具体的対応について伺います。

（2）インフルエンザ、新型コロナが臨床上識別困難であることや、新型コロナワクチンが未開発であることから、可能な限り、インフルエンザワクチン接種の拡大が求められますが、所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部が発出いたしました、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備では、各都道府県が主体となって、コロナ禍における今期のインフルエンザ流行を見据えて、地域の実情に応じて多くの医療機関で発熱患者に対する相談、診療、検査ができるよう、本年10月中旬を目途に医療提供体制を整備することとしております。

これにより、発熱があった場合、これまでのように帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接相談、受診できるようになることで、住民の皆様にとりましては、少し不安が解消されるようになるものと考えております。

他方、医療提供体制等の整備の主体となる北海道からは、その具体的な取組の通知がなされておられ



るので、斜網二次医療圏での体制がどのようになるのか不透明ですが、しっかりと情報を捉え、対応してまいりたいと考えております。

町内においては、小清水赤十字病院にて、既に8月12日からは医師が必要と判断した場合は、新型コロナウイルスの抗原検査が受けられる体制を整え、発熱がある場合は来院前に電話をし、病院の指示に従って来院してもらうなど、一般外来との接触ができるだけ避けられるよう対応しておりますが、インフルエンザの流行により発熱患者が急増すると、院内での感染を防ぐ動線の確保は難しくなると考えられますので、流行期を前にどのような対策が必要となるのか、赤十字病院と連携を図ってまいります。

また、発熱の症状がある場合は、必ず電話予約の上、病院の指示に従ってもらうよう、発熱時の受診の流れを分かりやすくお示しするなど、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、インフルエンザワクチン接種の拡大についてであります。町が助成しております高齢者の昨年の接種率は52.1%、908名の方が摂取し、同じく乳幼児から児童生徒は74.7%、503名の実績となります。

今年、国においても接種を推奨していますので、接種希望者が大きく増えるものと考えられます。

小清水赤十字病院では、既に昨年の一般の接種を含めた同量以上、2,600人分のワクチンが確保されていると伺っておりますが、国内での需要が高まることにより、どこの医療機関においても必要量の全てを確保していくことは、困難な状況が予想されますことから、引き続き需要増を見据えたワクチンの確保に努めていただくこととしております。

その接種体制でございますが、厚生労働省から示された優先接種の考えを踏まえまして、重症化リスクの高い高齢者等への接種を優先的に実施することとし、既に赤十字病院と協議の上、町の助成対象となる65歳以上の高齢者、60歳以上の重症の障害を有する方及び乳幼児、児童・生徒に対しまして、接種の開始時期を昨年よりも20日早めて、10月1日から実施することとしております。

接種の申込みにつきましては、昨年よりも1か月早く、9月15日、本日より赤十字病院において予約を受け付けております。

接種日は基本的に高齢者の皆さんは月曜日から水曜日と、予約診療のある方は受診時に、子供の接種も月曜日から水曜日と、小児科開設によりまして、診察の予約のあるお子さんは受診時の接種が可能となるほか、やむを得ず他の曜日での接種が必要な方は、随時、病院と相談の上、御対応いただけることになっております。

小清水赤十字病院には、可能な限りワクチンの確保をお願いし、より多くの町民の皆様が接種することができる体制整備に努めておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。このコロナ、インフル同時流行の件で、ただいま（1）の国からの指示に基づく北海道、都道府県、北海道が中心となって執り進めていくということに関しては、まだ具体的な指示と申しますか、相談がないということのようであります。

ただ今期の、この指示に対しては、小清水赤十字病院がインフルエンザの受診を道や国から指定医療機関として指定されていると思うんですが、そういうふうになるかどうかとも確認されてははいないということになるのでしょうか。

その点がまず一点ですが、それと、その診療体制ですが、ちょっと最後のほう、町長から聞き逃したかに思うんですが、休日と夜間の相談診療の体制についてはどうなるのかという点が2点目であります。

2番目のインフルエンザワクチンの件ですが、実績が高齢者については908名ということですが、これは、今後、小清水赤十字病院の看護師、病院関係者を初め、重篤な患者さんを迎えた場合、相当なストレスや健康状態を心配する状態に追い込まれると思うんです。

このことは小清水赤十字病院の関係者にとどまらず、医療、介護現場や教育、そして保育関係、あわせて救急隊の消防署職員、こういう関係者の方々についても定期的な、希望する方にワクチンの接種、あるいは定期的な抗原検査も必要に迫られる、病院で働く方々に、例えば1週間なり1か月ごとに抗原の検査をして、安心して働いてもらう、ワクチンと抗原検査のそういった対応について、この点について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。  
暫時休憩します。

休憩 午前10時01分  
再開 午前10時02分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。  
久保町長。

○町長（久保弘志君）いろいろな対策については国・道からの指針等に基づきまして、しっかり対応していきたいという考え方は変わりませんが、赤十字病院が指定の医療機関になる、ならないというのは、現在、保健所と調整中だということで、まだその結論は出ていないということでございますので、恐らく、そこはされるのではないかなとは思っていますが、今のところはそうならないということ御理解をいただきたいと思います。

あと、休日・夜間の対応の関係であります。今朝ほど見た内容でありますけれども、北海道のほうで、そういう保健所が今担っている部分を、やはり保健所はすごく疲弊をしているという部分で、民間さんのほうに委託をするというようなことで、そういうセンターを設けるという記事が実は載っておりました。ですので、そこについては夜間・休日等々含めて対応されるんであろうというふう考えているところでございます。

ですので、急な場合については、当然、小清水赤十字病院のほうでも対応いただけると思っておりますけれども、まずはその場合は、そういう、従来は帰国者・接触者相談センターのほうに、常にまずは一報を入れるということでありましたが、北海道がそういうセンターをつくられるというような方向で今進められておりますので、一般的にはそちらのほうにまずはお電話をして対応していくのかなというふう考えております。ただ、急を要する場合については、当然、赤十字病院でも対応するというふうには思っております。

あと、次の、看護師と医療従事者、教員、先生等とも含めて、やはり、そのリスクがありますので、いろいろな、そういう対応業務の中で疲弊をしているという状況についてはすごく心配をしているところでございます。そのようなことから希望者にはワクチン接種であるとか抗原検査であるとか、そのような御意見かなというふう考えてございますけれども、ワクチンについては、当然、医療従事者については接種をするというふう考えておりますし、そういう必要な方については、先ほど、おおむね2,600名分のワクチンの確保ということでもありますけれども、全町民が打つだけのものは恐らく手には入らないと思っておりますので、そういう方々については、やはり優先的に接種をいただくなど、そういうようなことで進めていければいいかなというふうには考えているところでございます。

あと、そのワクチン、抗原検査もそうありますが、抗原検査については、やはり、今現時点においては病院の医師の判断で赤十字病院さんもやられている部分がありますので、その辺ができるのか、できないのかというのは赤十字病院さんと今後意見交換しながら進めていきたいと思っておりますけれども、現状においては、やはり医師の判断で必要とされる者に抗原検査を実施するというようになっておりますので、現状としては難しいかなと思っておりますが、引き続き病院のほうと意見交換をしながら、しっかり対応していきたいというふう考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）ただいま町長のほうから休日、その体制の問題で、夜間・休日の検査、診察、相談、これは二次医療圏で数箇所センターを設けるということは私も承知してはいますが、ただ、急を要するときは、言われたとおり地元の小清水赤十字で相談にも乗るということが肝要だというふうに感じます。

2,600名分のインフルエンザワクチンということでもあります。本日、一般新聞の新聞折り込みでワクチン接種のチラシが入りましたが、高齢者、65歳以上の方については千円の自己負担ということになっておりますが、これは先ほど申し上げましたように、各、疲弊した教育、保育、医療現場などの従事者とあわせて無料で高齢者も接種してもらおうという取組が必要に感じます。これは、そういう方々に限ら

ず、希望する町民にも接種を可能にするということを対応をすべきだというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）コロナ禍の中にありまして、やはり季節性のインフルが流行するというの中では、そのようなことも、実は、検討はしたところでございます。

ただし、その方たちにも、特に、例えば医療従事者、教員であるとか、介護従事者であるとか、その振り分け等々もあろうかと思いますが、何せ国全体としても国民の半数程度のワクチンしか確保されないという見込みでございます。その中で、先ほど申し上げましたが、本町についても2,600人分であります。これで、例えば助成制度を新たに拡充をしても、申し込んでも受けられないことが出てしまうという状況になってはいけないというふうに思っています。ですので、ワクチンの供給量を確保できない恐れが高まることとなりますので、今のところは現状の助成措置を維持してまいりたいというふうに考えてございます。

ですので、新たなものについては検討はしております。検討はしましたが、今現在についてはそれを拡大するという考え方は持っていないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）今、町長のほうから今現在は拡大していく方向では決めていないということですが、今後、季節が進むにつれて、また状況も変わると思っています。ぜひ、提案した件についても今後に向けて検討していただきたいと思っております。

加えて、北海道、国の新しい生活様式ということで、この時期、2月、3月を乗り切っていかなければなりません、そのために特に病院中心に換気のためのサーキュレーターを設置などにも取り組んではいかがでしょうか。

あわせて、このコロナが始まって面会できないのが6か月、半年以上続いております。親を小清水赤十字に預け施設に入院されている子供さんからは、洗濯物を1週間に1回取りに行っても、なかなか会話もできないというのが半年続く中で、やっぱり、オンライン面会、これは、そんなに難しいことではないと思いますが、オンライン面会ができるような体制もあつたらいい、家族の方も安心してもらえるのではないかとこのように、一言付け加えて、この1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の子供の発達支援について質問いたします。

発達障害のある子供たちは、その障害の特性から学習面、社会性、コミュニケーション力などの生活面において様々な困難を抱えています。独特な認知特性のため、失敗する経験が重なると自信を失い、自尊心の低下、やる気の喪失、周囲への攻撃的な態度といった2次障害にもつながります。適切に能力を伸ばしてあげるためには、就学前後に関係なく一人一人に合った支援が大切です。心の専門家である臨床心理士を招いて、支援について学習、検討する機会を設けるべきだと思います。所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）子供の発達支援については、妊娠期からの健康管理によるハイリスクの予防、乳幼児健診などの母子保健事業と子育て支援事業の連携によりまして早期から対応を図り、子供の育つ力、子供を養育する家族の力を引き出す支援を行い、また教育と療育が連携をし、乳幼児期から学童期における切れ目ない継続支援に努めているところであります。支援を行う本町の地域包括支援センター等の専門職や保健師、保育士には子供の特性を見極め、個性を尊重し、能力を伸ばしてあげる知識と資質が求められておりますことから、議員からありましたように、研修の重要性、必要性は十分認識しているところであります。

近年の研修の実施状況につきましては、精神科医師や児童相談所などの教職員を講師として開催された研修会に出席をしております、そのほかにも管内の専門職らが集まって事例の検討会を定期的で開催をしているところであります。また最近では、町内において児童相談所の職員を招いて、町、社会福祉協議会の専門職員がファシリテーターとして、障害を持つ子の親の会の方々と学習会を開いております。

質問にありました、心の専門家である臨床心理士の方による研修は、これまで受講していないようですので、様々な角度のお話を伺え、よりよい支援につながるものであれば開催を検討し職員等の資質の向上を図るとともに、今後も引き続き教育機関と連携をし、相談支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）子供から青年期にかけて、本町では包括支援センター、教育委員会、福祉課中心に学校と連携して切れ目のない支援を続けているというのは私も、2年前の一般質問でも町長のほうからそういう答弁をいただいていますし、特に小学校の特別支援教育での考え方を、やっぱり、3つを中心的に、支援教室の場合、まず1つは医療の立場からの支援、そして2つ目には療育の立場からの支援、そして3つ目には教育の立場からの支援ということで、3つの観点から小清水小学校では支援に取り組んでいるということでもあります。

1つ目の医療の立場からの支援というのは、支援教室の担任の先生が美幌の病院や音更の緑が丘の病院へ子供と一緒に病院へ行って、先生とのいろんなやり取りを直接担任の先生がやるというそういう取組。2つ目には、療育の現場という取組は斜里地域通園センター管理責任者の方が始業式前に来たり、その後も小学校にも訪問したりする、そういう意味での療育的立場の取組ということをおっしゃっていました。あわせて、教育の現場からという取組では、平成20年度から実施されている文科省のパートナーティーチャー派遣制度で、網走特別支援学校から年三、四回来てもらって、午前中は支援学校の支援教室の各教室を回って、午後から教職員の方々、親の方々含めて会議をするというそういう取組を、やっぱり、福祉関係も含めてそういう取組が行われているというのは本当に素晴らしいことだと思います。

ただ、皆さん承知のとおり、支援学級の自閉症・情緒障害特別支援教室は、やっぱり、支援の生徒は増えてきていますよ。管内的にも、先日確認しましたら、管内全体での自閉症・情緒障害特別支援教室に在籍している子供の増加の数ですが、平成30年度で475名、平成31年で540名、今年で637名と、1年間に70名を超える、管内的にも増加。その小清水小学校についても例外ではありません。そういう増加する中で、先ほど言いましたパートナーティーチャー派遣制度で網走特別支援学校の先生が来ていますが、特別支援学校で取り組んでいる障害は5つなんですよ。1つは視覚障害、2つ目には聴覚障害、3つ目には知的障害、4つ目に肢体不自由、5つ目に病弱というこの5つです。自閉・情緒障害については、一応、入っていないということになっております。

そういう意味では、切れ目のない、本町の包括支援を中心とした発達支援の中で、やはり心の問題についても十分重きを置いて、今、これから子供たちの将来を見据えて、ぜひ発達問題については新しい分野での研修も取り組んでいただきたいということを再度御所見のほう伺います。

○議長（坂田秀昭君）久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、そういういろいろな発達障害等々お持ちの方については本町にも増加傾向にあるという認識は同じでございます。そういった中で幼少期から学童期までというようなことで、親御さんも含めてであります。そういう発達障害等々をやはり早く見つけてあげるといこともすごく重要なことであるというふうには認識しております。

ですので、現状としてはそのまま大人になっていって、大人になって初めて分かってしまうという事例も近年では起きているというようなことも分かってきているところでございますので、ここはある程度、幼少期において、町としましては先ほどから出てはいますが、様々な部署と連携をしながらしっかり対応していきたいという考え方は変わっておりません。

今後についても、しっかり、そこは連携をして取組を進めたいというふうに思っておりますし、御提案のあります心の専門家であります臨床心理士さんの関係、やはり、そこについてはどのようなお話がいただけるのか等々も調査をしながら、必要であれば、当然、先ほどもお答えしましたとおり、その開催については検討していきたいというふうに考えてございますので、時期等々については明言はできませんけれども、それぞれいろいろな連携をしながら、必要があればそういう研修も本町としても取り入れていきたいという考え方でございますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

続いて、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。私からは3点質問をさせていただきたいと思います。

まず、保育所の現状と今後の運営についてをお伺いしたいと思います。

保育所の途中入所が現在厳しいとお伺いしています。現状と今後の保育所運営についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

御質問のありました保育所の現状についてですが、現在、小清水保育所には定員90名のところ、ゼロ歳児から5歳児まで101名の児童が入所をしております。ここ数年、おおむね平成26年からであります。年度当初の入所から定員を超過しての保育スタートが続いておりますが、職員の配置やシフトを工夫するなどの対応によりまして、何とか待機児童を出さずに運営をしているところであります。

議員のおっしゃる途中入所が厳しいということについてでございますが、近年は常に定員を超えている状況ですので、祖父母など保護者以外の保育者が近くに誰もいないなど、緊急性が高い場合は入所を許可しておりますが、年度途中の保育士の増員、確保は極めて困難であることから、緊急性がないと判断した場合は、可能な限り4月からの入所をお願いしている状況にありますことを御理解いただきたいと思います。

今後の保育運営につきましては、現在は入所児童数に対する配置基準をクリアできる保育所の確保はできておりますが、3歳未満のお子さんの入所希望が増加傾向にあることや、支援の必要なお子さんに対しては職員を加配して対応していることから、さらなる保育士の確保に努め保育の質の低下を招かないよう努力を努めてまいります。

御理解をいただきたいと思います。存じます。

○議長（坂田秀昭君）8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）小清水小学校でも英語が始まり、教育的な面が変わってきます。それと、コロナ禍におきまして、地方で生活してもいいんじゃないかという雰囲気が出てきています。保育所、定員オーバーです、これ以上受け入れられませんというお答えだと、そのような人たちを小清水町で受け入れるという考えがあるのか、どうなのかもお伺いできますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

子供・子育て支援事業計画にありますとおり、子育て支援を充実させるためには保育事情に応じた定員の確保や様々な保育ニーズへの対応が求められておりますが、現在の施設では対応が困難なため、施設整備が必要であると考えております。あわせまして、将来の就学前人口の減少を踏まえますと、保護者の就労形態にかかわらず、子供が教育・保育の機会を得られる施設として保育所と幼稚園を一体化した認定こども園として整備することも視野に入れ、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

ですので、議員のほうからもお話がありましたように、このコロナ禍において、移住定住対策についても、今後、本町としても進めていきたいというふうに考えてございます。その中では、やはり、保育所に子どもを預けられるというニーズも増えてくるかなと思いますが、現状としては、なかなか現状施設では難しい部分もありますが、来年以降子供の推移がどうなるかも分かりませんが、やはり老朽化もしている状況から、やはり新たな、その形態を今後検討していきますけれども、施設整備というのは必要であるという認識をしております。そのような中でそういうニーズが増えてくれば、やはり、施設、ハードの部分を実質しないとなかなか困難な状況もありますし、加えまして、当然保育士の確保についても、そこはしっかりやっていきたいというふうに考えてございますので、そのようなことで今後については対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（坂田秀昭君）8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）認定こども保育園のこと等についても、また新設、新しい建物を建てる方向につい

ても子は宝だと思しますので、小清水町、その点遅れないように何とかしていただきたいなと思い、次の質問を行きたいと思います。

ふるさと納税の現状と今後の展望についてですが、ふるさと納税の現状、これから納税額を増やす方法など今後の展望をお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

御質問のふるさと納税の現状についてですが、昨年度の決算で申し上げますと納税額は4,166万4千円となりまして、前年度比2億4,815万1千円減と大きく減少をしております。これは、平成30年5月末まで返礼品にモンベルさんのポイントバウチャーを取り扱っております。4月、5月の2か月にあった納税額2億3,759万円が減少となることから、その影響が大きく表れております。

今年度の推移を見ますと、8月末現在、1,147万6千円と、前年度同月と比較すると855万9千円の増と改善が見られる状況となっております。その要因の一つには納税額の拡大を図るため海産物を中心とした網走市との共同商品を加えたほか、新規商品の追加による返礼品を強化したこと、2つ目としましては、ふるさと納税を検討されている方々の多くの目に留まり町を応援してもらえるよう、昨年12月にインターネット上の窓口となる寄附受付サイトを1か所から4か所へと増やしたほか、納税くださった方へ暑中見舞いを送付するなど、継続的な寄附金を募っているところであります。

今後の展望としましては、より効果の高い寄附受付サイト等により情報を発信し、地元事業者の皆さんの御協力をいただき、定期的に返礼品の見直しや追加を行うなど魅力ある返礼品づくりに努め、また、3月の総括質疑でもお答えしたと思いますが、観光協会等とも連携をし、新型コロナ禍において人気も高まりつつありますアウトドアアクティビティの提供など、小清水に足を運び町を堪能していただける商品の企画開発、魅力づくりを検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。どうしても市町村との差が、金額、マスコミ、新聞に出ますと差が出ていますので、なるべく上位に小清水が行けるように、いろんな皆さんの知恵を使って頑張っていただきたいと思います。

続きまして、農業の廃プラ処理についてですが、前回も廃プラについて伺いましたが、農家全体で毎年350万から400万円ぐらいの、農家全体ですが処理代を払っております。で、処理業者もこの金額であまりメリットがない状態になっておりますが、新たな処理方法を考え始めるべきではないかと思いますが、所見をお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

令和元年第4回定例町議会でお答えしたとおり、産業廃棄物となる農業用廃プラスチックの処理につきましては農業者自らが適正に処理することが廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務づけられているもので、本町の場合JAを通じて一括して処理業者へ処理を委託しており、本町の一般廃棄物最終処分場では受け入れできないものであります。

平成29年末より中華人民共和国において実施されている使用済みプラスチック等の輸入禁止措置に端を発したプラスチックの減量対策は、本年7月より開始されましたレジ袋有料化をはじめ、社会全体での取組が必要となってまいりました。

農業用廃プラスチックも同様に、適切な分別と施設までの運搬など相応な負担が求められておりますが、産業廃棄物の処理につきましては農業者のみならず、産業廃棄物を排出される全ての事業者にも義務づけられ、応分な費用負担をされているものでございます。

今後も、法に基づいた適正な処分をお願いしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君） 前回、広域で考えていきたいとかという答えもありましたが、自分の考えで、それを再生エネルギー、つまり燃やす方向で、それを熱源として何かに、とかという考えを広域3町なり、この管内なりで考えていくのかなという気持ちを持って帰ったんですが、その辺はどうかを、ちょっと、お伺いします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） やはり考え方としては国なり、道なりというような大きな規模になろうかと思いますが、前回答弁させてもらった広域というのは北海道並びに管内という意味でございます。

そのような中で本町においても農業系のプラスチックを、それを使って発電をするだとかというお話も実は頂いたこともあります。ただ本町だけでは、なかなか、その施設は採算が合うものではないです。それが恐らく3町であっても合わないというふうに認識をしております。ですので、北海道でもそのような対策の協議会等とも設置をされておまして、その事務局はJAの中央会さんのほうにあるやにお聞きをしておりますが、やはりそこは、北海道では全道的な取組が必要であるというふうに考えてございます。

ですので、基本的には法に基づいてそれぞれ処理をいただくというのが原則であります。今後の考え方としては、機会あるごとに町村会等を通じて、この廃プラの問題についてはいろんな場面で意見交換をしていきたいというふうに考えてございます。ですので、これは本町だけの問題ではないことですので、日本全体の問題であります。取りあえず、広域的な中でいろんな対応策を考えていかないと、事業者も採算が合わないわけですので、なかなか、今度、引き取ってくれない状況も出てくるのかなと思います。そうはなってはいけませんので、そこは、広域的な取組については前回の答弁と同じように、今後についていろんな意見交換を幅広く行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君） これにて、更科浩司議員の質問は終了いたします。

続いて、7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君） 7番。先に通告してございますGIGAスクール構想の進捗状況とICT教育に携わる人材について質問させていただきます。

新型コロナウイルスによる教育現場は今までになかった生徒の検温作業や消毒作業などに業務が増え、今まで以上に教員にかかる負担が増えているとお聞きしております。長期間に及ぶ小中学校の休校で、年間のカリキュラムを修了することができるのか、また、一人一人の習熟度が達成されているのか、小中連携教育はその成果が上がっているのか、新たなGIGAスクール構想に基づくICT教育に携わる人材はどのようにするのか、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君） 私からお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、学校現場では通常業務に加え感染症対策作業もあり、教員の皆さんには日々全力で取り組んでいただき、大変感謝をしているところでございます。

御質問は、長期休校による授業の遅れやその対応、いわゆる学びの保障についてでございます。

まず、年間カリキュラムについては学校再開時に小中学校ともに現学年で学ぶべきことは年度内に終わらせる方針とし、年度計画の組み直しを行うことで学習の重点化を図り、結果、現段階で既に予定の授業時数は回復してございます。

議員御心配のとおり、時数の確保ができましても学習理解が重要でございます。その対応として、休校中における復習と予習について、学校再開後にその理解度を確認した上で学習を進めてまいります。

なお、現在は、従来どおりの習熟度別授業を行ってございます。

次に、小中一貫教育の連携につきましては、小学校への乗り入れ授業も再開して、通常の連携授業が行われております。長期休校の影響は最小限に抑えられていると認識をしているところでございます。

最後に、ICT教育について、学びの保障、オンライン学習システムやデジタル教科書の導入など、今

後、GIGAスクール構想により様々な形でICTの活用を進めていくこととなります。今後の数年間、学習スタイルが大きく変わっていく入り口、前例のない新たな取組でございます。

現在、環境整備期間としてGIGAスクールサポート1名を配置していますが、整備が完了し隙間なく動き出すため、当面の間ICT支援員の配置は必要と考えております。今後、近隣市町村の状況も見ながら人材確保に向けた検討を進めてまいりたいというふうに思います。

いまだ終息を見ないコロナ禍にありましても、学びを止めない取組、そしてICT教育という新しい時代の対応につきまして、本町の子供たちを第一に考えた取組に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）7番。令和2年度では新たな教育課題としてプログラミング教育、道徳教科、小学校の英語が教科になるなど、新たな課題への体制充実が必要かと思われまます。

年間カリキュラムにつきましては、今現状としては、今のところ予定どおりというふうにお伺いしました。これからも、コロナウイルスの第3波に備え十分な対策を取って進めていただきたいと思ひます。

また、一人一人の習熟度に関しても、これからICT機器を利用するのきめ細やかな対応と、小中連携教育に関してもICT機器を利用した遠隔授業など移動を伴わない授業が可能かと思ひますが、今後の方針をお伺いいたします。

最後に、ICT支援員については文部科学省の計画では4校に1人が目標として掲げられていますが、教員が本来の業務以外の業務を担うことなく、子供たちと向き合う時間を大切にできるよう専門スタッフ、サポートスタッフなどの人材が必要と思われまますが、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）今現在コロナ禍におりまして、本年度から始まりました新学習指導要領の部分について、先ほど答弁いたしましたけれども、こういったコロナ禍における非常事態の中での教育と、いまだかつてなかった状況下での教育でございます。

議員おっしゃられた、今後、英語等の専科の部分、それからGIGAスクール、具体的に細かな部分、デジタル教科書の部分、いろんな部分出てまいります。本年度については次年以降について検討しているわけですが、今現在、まだ具体的なお話しできるような状況にはないということは御理解いただきたいと思ひます。

管内、各教育長さんとも連携しながら、情報交換しながら、具体的な対応について今後方針を立てて進めていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどお話ありましたICTの支援するサポートの部分でございますが、先ほど答弁させていただきましたとおり、今後教育委員会としても必要だという認識に立っておりますので、人材の確保、そういった、本来は、やはり現場に立つ先生方が早くそのICTに慣れて、知識も持って理解をして、それで授業を進めていくというのが基本だというふうに理解しています。道教委等はじめ管内での研修会にも積極的に参加をしていただいて自己研さんをさせていただく、そういったことは当然だと思ひますけれども、あわせて議員御指摘のとおり、教育支援員、サポートする人材の確保については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）7番。今、お答えの中で、教員が習熟度をするということではなくて、文科省のほうの方針といたしましては、この部分については教員が普通の授業を滞りなくできるようにICT支援員を配置すべきだというような形を文科省の方針としてうたっているわけでありまますので、今教育長が答弁されたように先生方がこの部分について習熟するというのではなくて、支援員というのはあくまでもいろいろな部分をサポートするという部分で配置すべきだというふうに考えまますが、御意見のほどお聞かせください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。



加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）お答えいたします。

文科省から、今、議員お手元に御覧になっているかと思いますが、今教育委員会にも届いた段階で、深い内容については、具体的な運用についてはまだ承知はしていません。

先ほど言われたように、全校に配置するというにはなっていないようではございますけれども、本町としては、現在、習熟度別授業は行っておりますので、それに加えてICTの部分の人材についても確保していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）7番。丁寧な御回答ありがとうございます。

これからの時代を担う子供たちが教育において滞ることなく進められることをお願いいたしまして、質問を終わらせておきます。

どうもありがとうございました。

○議長（坂田秀昭君）これにて、7番、佐藤智議員の質問は終了いたします。

続いて、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。私は、今回2つ質問をさせていただきたいと考えております。

まず1つ目、模範牧場の現況についてですが、町内の模範牧場について、当初予定を超える預託頭数を受け入れたことにより、一部問題が発生したとの情報がありましたが、長期補助事業との兼ね合いから早急な解決が難しいとも聞いております。酪農についても本町の重要な基幹産業でありますことから、委託先のJA小清水とも協議し、解消に向けて努力いただいていると考えております。現況をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

現在の模範牧場は、平成22年に62床のフリーストール牛舎1棟と、あわせて354頭収容可能としたフリーバーン牛舎2棟を舎飼い施設として建設をし、水上、上徳、美和の3牧野を合わせてJA小清水に指定管理者として管理をさせていただいております。

御質問にありました問題というのは、預託牛の体調のことかと存じます。

近年、補助事業、畜産クラスター事業の活用によりまして、町内の乳用牛の飼育頭数が大幅に増加しております。夏季における牧野での放牧期間につきましては牧区のローテーションにより密飼いを避けることが可能であります。冬季における舎飼い期は建物の面積にも限りがありますことから、どうしても密飼いになる時期が発生していると聞いております。

牛の食べる飼料につきましては、平成27年度より6か年をかけて道営事業を活用し、放牧地の草地更新を実施しており、良質な牧草の確保に努めておりますが、舎飼い環境で密飼いになりますと、どうしてもうまく餌を食べることができない牛が出てまいります。いわゆる食い負けする牛は職員が確認でき次第、牛群を移動させるなどして餌を摂取しやすい環境を提供するよう努めているとも聞いております。

今年の舎飼い期に向けては、現有施設を最大限活用できるよう工夫をするとともに、牛の体調を管理する個体管理システムも導入をし、万全な体制で舎飼い期を迎えられるよう準備をされております。

現状と対応については、以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。予想頭数をを超える預託ということは、当然利用者さんのニーズの変化、これはよりよい経営を目指す表れだというふうに思います。これまでも町からの補助、それぞれ続いていると思いますが、今後考えられる施設の充実、拡充についてはどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい。酪農・畜産については、本町の耕畜連携の農業を進める上では、非常に重要だというふうに認識をしております。JAさんとしても、成乳生産年間2万トンは維持をするというよう

なことで、各種事業を使いながら増頭していると、ただ一方では、離農されて戸数が減るというのも現実であるというふうに考えてございます。ですので、そのような状況を踏まえながら、今後どのようにしていけばいいのかということは、常々、JAさんとも意見交換を進めながら進めていきたいというふうに考えておりますし、必要な施設等々が出てくるのであれば、当然、そこは町といたしましてもJAさんとともに支援をしながら進めていきたいと。必ず、酪農・畜産を守るという考え方には変わりはありませんので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。今、離農される方もいらっしゃると、今後も当然、後継者のいない方については離農される方もふえてくると、確かに思います。今、町長からも御答弁ありましたけども、そういう場所を敷地として町がお金を出して買う、もしくはそういう考えまであるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい。そこを町が買うということについては、現時点においては考えてはいないという回答になるかなというふうに考えてございます。ただし、広域的にJAさんを中心として、何かそういう育成する施設をつくるであるとか、そういうような場合については、当然、町としてもできる支援はしていきたいというふうに考えてございます。直接町が買ってということは現時点においては考えていないということで御理解いただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。はい。ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問にうつらせていただきます。今、町長の口からもありましたが、小清水町は、耕畜連携の事業ということで、非常に充実した、お互いにその行き来があるすばらしい産業に発展していると思います。そんな中、小清水高校跡地に建設予定の農業担い手育成プロジェクトの拠点施設における農業担い手養成学校のカリキュラムについて、どちらかという畑作、もしくはハウスで冬期間に何かをつくるというような構想が前のほうにできておりましたが、今、お話ししていた畜産についても、例えば敷地内に草地の研究をする場所だとか、例えば簡易的な畜舎を建設して、そこで畜産についても研修をしてもらうような、そういう構想があるのか、所見をお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい。お答えいたします。農業担い手養成学校のカリキュラムにつきましては、平成30年度より、農業担い手育成プロジェクト協議会において検討されておりまして、土づくりから農家経営に関する一連を学ぶ集中講義形式の農業スキルアップコースや、就農1、2年目の後継者を対象とした駿農人セミナーなど、畑作を対象としたカリキュラム案が現在作成されておりまして、まずは、これらのカリキュラムを実践し成果を上げていくこととしております。現状では畜産関係については想定をしておりませんので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）今、畜産については、今のところ考えはないということでありましたが、私、個人的に思うところありまして、現に酪農家さん、搾乳のほうの酪農家には酪農ヘルパー組合というのが存在して、それぞれ、何か事故があったとき、急な出役があったときに、その方々にお手伝いいただくというふうな制度が確立しております。もう何十年もなるそうなのですが、ただ、考えますと搾乳ではなくて育成牛を飼育されている方、肉牛を育成されている農家さんも少なくなく、大体25件ぐらいありますということをお聞きをしております。そんな中で、育成牛の関係するヘルパーというのは難しいんだろうかと、私考えまして、何回か知識を持っている方にお聞きをしたんですが、仕事自体がやっぱり搾乳牛を扱う仕事とは、まるっきり時間も違うし労力も違うということで、なかなかそのためのヘルパーさんを確保するというのは難しいんじゃないだろうかという話がありました。そこに今回の担い手プロジェクトのことを関係があるのかなと思ひまして、例えば、基本的には農業をしながら、なおかつ牛を扱うところについて、

育成牛について、例えば、時間のないとき、困っているときに、そういう人達を派遣できるような、そういう形も、今後、すぐには難しいとは思いますが、そういうところにも手を貸してもらえるような、そういう育成者を養成できればいいんじゃないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） 畜産分野の担い手の育成というような考え方かなと思いますけれども、現状、労働力の農作業の支援組織も立ち上がってしまっていて、現在十数名ほどおられます。そこは基本的には現在は畑作かなというふうに思っております。そこは、現状としては畑作から始めておりますが、やはり酪農・畜産になりますと議員のおっしゃるとおり難しい部分もあるだろうと思います。ただ、将来的には酪農・畜産についても、ヘルパーはありますが、このヘルパー組合自体もなかなか人材を整えられない状況になってきている、要は人材確保が困難という状況もお聞きしておりますので、そういう担い手の組織の中で、そのような酪農・畜産も含めた人材が養成できるようなシステムというのは、当然必要になってくるものと考えております。先ほど申し上げましたけれども、担い手育成のプロジェクト協議会の中でも議論をしていきながら、その先を見て、いろいろ検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） これにて、木戸寛治議員の質問は終了いたします。

続いて、4番、森浩議員。4番、森浩議員。

○4番（森浩君） 4番。それでは初めに、工藤議員からコロナの関係で、少し重複する部分もあろうかと思っておりますけれども、御質問したいと思います。

予想されるインフルエンザの受診についてなんですけれども、いまだに世界で鎮静化をみていない新型コロナウイルス、これらについては、鎮静化はしていないけれど一段落ついたらではないかなというふうに思っておりますけれども、今秋から冬にかけてインフルエンザが非常に流行るんじゃないかというふうに厚生労働省のほうからも、そういうような話とか文書が流れております。それで、これらについて小清水町も早急な取組をしていかなければならないんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、工藤議員と重複する部分は避けてよろしいですけども、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。まずは、これまで町内からは新型コロナウイルス感染者は確認されていないということでございます。町民の皆様の冷静な行動、対応にとっても感謝をしているところでございます。

さて、インフルエンザの流行対策でございますが、例年、季節性インフルエンザの流行期には、多数の発熱患者が発生しており、今年も同程度の患者が発生することを想定して対策を講ずるべきであると考えております。特に今期につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されている中での対応となるものであります。インフルエンザと新型コロナウイルスは臨床的に鑑別することが困難なことから、先ほどの答弁と重なる部分もありますが、各地域の医療機関においては、発熱患者の診療体制の整備が求められております。小清水赤十字病院におきましても、院内感染を防ぐ動線の確保など、流行期に向けた対策が必要となってまいります。

季節性インフルエンザの感染予防につきましては、ワクチンが有効であります。今年もワクチンの需要が高まるのが予想されますことから、可能な限りワクチンの確保をお願いし、より多くの町民の皆さんが摂取することができる体制整備に努めております。

また、インフルエンザと新型コロナウイルスは、いずれも飛沫と接触から感染が起こる病気です。ことから、感染によりリスクが高まる高齢者等の皆さんには、感染予防のマスクを配布させていただいたところであり、感染予防資器材の整備、確保を進めております。

今後も流行を最小限に抑えられるよう、引き続き町民の皆さんに対しまして、手洗いの慣行や3つの密を防ぐなど、感染予防につながる新しい生活様式の普及啓発を行ってまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君） 4 番、森浩議員。

○4 番（森浩君）今朝、役場からチラシが入っております。そして、これを見ますと、大体いかなというふうには思うんですけども、この予防接種の対象者の関係で、妊婦さんが入っていない、これいろいろなところから調べると、妊婦さんというのは、非常にインフルエンザに感染がしやすいというようなことで、これについては特段の配慮をしないといけないんじゃないかなというふうに思います。

それと予防接種の料金なんですけど、1 人千円になっておりますが、高齢化社会の中で、高齢者、65 歳で切るか75 歳で切るかは別にしても、予算と見合わせた中で、ひとつ無料化か半額補助ぐらいよというように打ち出していきたいなというふうに思います。この点についてはどうでしょう。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）これも先ほどの答弁と重なる部分もありますが、確かに妊婦さんについては、リスクがあるというふうには認識をしているところでございます。また、やはりワクチンを接種していただくためには、そういう助成事業を拡大するという部分もありまして、先ほど申し上げましたとおり、そこについては検討したところでございます。

ただ、何せワクチンが確保できないと、2,600 名分しかないということでございますので、事業を創設しても、申し込んでも受けられない方が出ると、事業的には成り立たないというふうに考えてございます。ですので、そこについては現状の支援制度のまま進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、特に妊婦さんについては、その支援策については講じてはおりませんが、積極的に、そこは接種いただけるように担当のほうからもいろいろな検診の中でお声がけをしながら、早期に接種をいただけるよう、そこについては努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 4 番、森浩議員。

○4 番（森浩君） 4 番。町で出しております新型インフルエンザ等対策行動計画書というのがあるわけです。これをちょっと読んだわけなんですけど、非常に詳しく現状にあったことで書かれているんですけど、これ計画書で終わっているという部分があるわけです。中身をきちんと実践していくということが大事でないかなというふうに思うんですけども、例えば、初期的な症状、こういう症状がでたらこうなるといふふうな、ですからこうしてくださいというような、マニュアル的なものを高齢化社会の中で、高齢者に配布をするというような方法も含めて検討していただきたいなというふうに思うんです。

あと、それとこの配布の関係なんですけど、新聞折り込みなんですけど、以前の議会の中でも、新聞取っていない人はどうするのというような、そういう御意見もあったわけなんですけども、もう少し自治会を利用するとか活用するとか、自治会ともう少し連携を取りながらこういう周知活動については、きちんと漏れる人がないような周知していただきたいなというふうに思いますけれども、そういう点どうでしょう。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）注意喚起等を促す周知等々の関係かなと思いますが、町広報なり新聞折り込みチラシなり、自治回覧なりということでやってきておりますが、十分だというふうには考えておりません。今後、さらに流行期を迎えますので、そこについては徹底的に周知をしていきたいというふうに考えてございます。

加えまして、まだ本町には感染者は出ておりませんが、やはり町民の皆様のお声を聞きますと、小清水町で一番にはなりたくないという声すごく強いです。これはただ、誰もがかかる感染症でありますので、そこについては、こういう小さな町だからできるというふうに考えていますが、もし感染者が出ても温かく見守る、支える、そういうまちづくりをしていきたいというふうに思っています。今、そこについても準備、広報、周知をしていくというようなことで、担当のほうで準備をしているところでございます。

ですので、広報の方法もありますけれども、基本的には、やはり今、別な内容になるかもしれませんが、

住民コミュニティの再生という形で、それぞれ、今、自治防災組織、7割以上の組織率になってきている部分もあります。議員おっしゃるとおり、そこは自治会さんのお力をいただきながら、やはり、1人も漏れなく周知徹底することが重要であるというふうに認識をしておりますので、そういう方法も含めて積極的に情報を出していく努力をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）以上で、通告の一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、再開いたします。

◎議案第34号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、議案第34号、小清水町表彰条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第34号、小清水町表彰条例制定についてを御説明いたします。

議案書11ページを御覧願います。

本条例につきましては、さまざまな活動等により、町政の振興に寄与された功績が顕著であり、かつ多くの方々の模範として認められる個人または団体に対して、町政の振興発展を促進することを目的に制定されている褒賞条例を表彰候補者とする者及びその基準等をより明確に見直すこととし、新たに条例を制定するものでございます。

第1条につきましては、個人または団体を表彰することによって、町政の振興発展を促進するといった目的を、第2条は表彰対象を。

次のページを御覧ください。

第3条は表彰の種類を、第4条は、既に表彰を受けた者がさらなる功績によって表彰する必要がある場合、表彰を可能とする規定を定めるものであります。

次に、第5条につきましては、表彰審議会について、第6条は表彰者の決定方法を、第7条においては表彰の方法をそれぞれ定めるものであります。

第8条は被表彰者が個人の場合の措置を、第9条は表彰者の講評及びその記録の方法について定めるものでございます。

第10条については、条例施行に必要となる表彰種類の基準、推薦方法などを規則で定めることから、委任規定を定めるものであります。

附則の施行期日につきましては、公布の日からとし、附則第2項において、本条例の制定に伴い、現行の褒賞条例は廃止するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第34号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第34号、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号

○議長(坂田秀昭君) 日程第9、議案第35号、小清水町議会議員及び小清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長(細川正彦君) ただいま上程されました議案第35号、小清水町議会議員及び小清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを御説明いたします。

議案書14ページを御覧願います。

本条例につきましては、公職選挙法において、候補者間の資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会均等を図る観点から、候補者の選挙運動費用を地方公共団体が負担する選挙公営制度が設けられおり、令和2年の公職選挙法改正により、町村長及び議会議員選挙に対しても、各地方公共団体が条例を定めることによって適用できることとされたのを受け、本町としても法の観点を考慮し制定するものでございます。

選挙公営の対象は、自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成、それぞれの費用となります。

条例第1条は、選挙公営の趣旨を定め、第2条は自動車の使用に係る公費負担に関し、候補者1人当たりの選挙運動期間における限度額の範囲内で、無料で使用できる旨を定めるものであります。限度額となる6万4,500円は、公職選挙法施行令に定める額を準用するものであり、第4条の自動車の使用に係る契約累計ごとの限度額、第8条ビラの作成、第11条ポスターの作成に係る公費負担の限度額も同様に公職選挙法施行令に定める額を準用するものであります。

本公費負担は、「ただし書き」において供託物が没収される候補者には適用されないことから、その旨、規定しているところであります。また、この「ただし書き」については、ビラの作成、ポスターの作成に関する公費負担にも同様に適用する旨、関係条文に規定をしております。

次に、第3条においては、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するにあたり、有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対し、所定の届出をする必要があることを定めるものであります。

第4条は、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するにあたり、契約累計ごとの公費負担の限度額及び業者からの請求に基づいて業者に対して支払う旨を定めるものであります。

同条第1号においては、ハイヤー等の一般乗用旅客自動車運送事業者の運送契約による場合の限度額を。次のページを御覧ください。

同条第2号は、レンタカー業者などの一般運送契約以外の契約である場合で、その自動車の借入れ、燃料、運転手雇用、それぞれの契約に係る限度額を定めるものであります。

第5条は、選挙運動用自動車の使用に関し、ハイヤーやレンタカーなど、複数の契約がある場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているとみなし、両方の制度を同時に利用することができないよう、公職選挙法施行令の規定に従い定めるものでございます。

第6条については、ビラの作成を公費負担で行うことについて、公職選挙法の規定を受けて定めるものであります。

第7条は、ビラの作成にあたっての選挙公営制度の適用を受けるにあたり、自動車の使用と同様に、業者との有償契約を締結すること及び選挙管理委員会への届出を義務づける旨、定めるものであります。

第8条は、ビラの作成に係る公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて業者に対して支払う旨を定めるものであります。

第9条については、ポスターの作成を公費負担で行うことについて、公職選挙法の規定を受けて定めるものであります。

第10条は、ポスターの作成にあたっての選挙公営制度の適用を受けるにあたり、自動車の使用、ビラの作成同様に業者との間で有償契約を締結すること及び選挙管理委員会への届出を義務づける旨、定めるものであります。

第11条は、ポスターの作成に係る公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて業者に対して支払う旨を定めるものであります。

第12条については、本条例の施行に必要な手続きについて、選挙管理委員会に規定の作成を委ねる旨を定めるものであります。この必要な定めといたしましては、条例第3条の自動車の使用、それと第7条のビラの作成、第10条のポスターの作成に関するそれぞれの届出、第4条第2号イに規定する一般運送契約以外の契約により対象となる燃料関係の手続き、第8条及び第11条に規定するビラ及びポスターの枚数確認に関する手続きとなります。

最後に、附則の施行期日につきましては、令和2年度の改正公職選挙法の施行日と同日の令和2年12月12日からとし、本条例の適用に関しては、附則第2項において、条例施行後に、その期日を告示する選挙からと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第35号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第35号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第36号 及び 議案第37号

○議長（坂田秀昭君） 日程第10、議案第36号及び日程第11、議案第37号、令和2年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について、令和2年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、一括して議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君） ただいま一括上程されました議案第36号及び議案第37号小清水町各会計補正予算について。初めに、議案第36号令和2年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,529万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億1,298万6千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正の変更ですが、特別養護老人ホーム経営安定化支援事業に財源充当いたします過疎地域自立促進特別対策事業債の限度額を変更するものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調と合わせて御覧ください。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費は7節報償費で新たな表彰基準に伴い不足いたします表彰条例に基づく報償費39万円追加。

1 2 節委託料は、職員時間外手当積算基準改定に伴う人事給与システム改修業務委託料 1 1 万円追加。

2 5 節寄付金は九州や中部地方を中心に日本各地で発生した集中豪雨に係る令和 2 年 7 月豪雨災害見舞金 1 0 0 万円追加。

2 目町民活動推進費は、1 7 節備品購入費で当初予算にてキャラバンテント等の整備を予定していましたが、新型コロナウイルス感染予防対策事業により、同様の整備が可能となりましたことから備品購入費 4 9 9 万 9 千円減額。

6 目企画広報費は、7 節報償費でスポーツ庁補助事業に係る実行委員会報償費 2 3 万 3 千円に、庁舎にぎわいのある空間設計監修分 1 5 5 万 7 千円を合わせた一般報償費 1 7 9 万円追加。

1 2 節委託料は、複合庁舎と一体整備を予定しておりますにぎわいのある空間の中心的事業となります。スポーツジム機能について、令和 5 年の供用開始に向けより効果的な活用方法を検討していたところ、スポーツによる地域活性化推進事業の本年度追加募集がスポーツ庁よりありましたことから、小清水日赤、日赤北海道看護大学等の御協力をいただき、個々の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツを地域で安心して親しめる機会の創出を目的とした医療と連携したオンライン型運動実践プログラム提供事業として申請し、事業採択を受けましたので、スポーツジムの供用開始までの下地づくりと兼ねて健康に対する町民の意識醸成と運動・スポーツの習慣化に向けた取組として、運動・スポーツ習慣化促進業務委託料 9 8 6 万円を追加し、事業推進を図ることとしております。

1 1 目住民センター費 1 0 節需用費は、へき地保育所を併設する旭野住民センターの感染予防対策としまして、調理室、トイレ等の手洗い用の水道蛇口 6 か所を自動水栓へ取り替える建物等修繕料 5 6 万 1 千円追加。

1 2 目防災拠点型複合庁舎整備費は、1 2 節委託料で複合庁舎建設位置決定に伴い、支障となる中央公民館を来年度早期に先行解体する必要があることから、中央公民館解体工事実施設計業務委託料 3 7 9 万 5 千円追加。

総務管理費合わせまして 1, 2 5 0 万 7 千円追加計上するものでございます。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、1 2 節委託料で国外転出者におけるマイナンバーカード等の利用に係る戸籍附票・住基システム改修業務委託料 7 1 1 万 6 千円追加するものです。

次に、3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費は、2 2 節償還金利子及び割引料で障害者医療費負担金の過年度分確定による国・道支出金返還金 5 万 2 千円追加。

8 目介護保険対策費は、1 8 節負担金補助及び交付金において、特別養護老人ホーム経営安定化支援交付金として、令和元年度収支損失相当額 3 3 6 万円追加。

社会福祉費を合わせまして 3 4 1 万 2 千円追加計上するものでございます。

2 項 3 目子育て支援費 1 0 節需用費は、子育て支援センターに係る感染予防消耗品費 3 0 万 2 千円追加。手洗い用の水道蛇口 4 か所を自動水栓へ取り替える建物等修繕料 1 8 万 4 千円追加。合わせて 4 8 万 6 千円追加。

1 2 節委託料は、放課後児童クラブにおいて、4 月、5 月の小学校休校中の臨時開設及び児童の密を避けるための分散指導実施に係る人件費増加分 1 7 0 万円に、感染予防資材分としまして 3 0 万円を合わせた、放課後児童クラブ室運營業務委託料 2 0 0 万円追加。

1 7 節備品購入費は、子育て支援センターのブラインドカーテンを衛生管理の点から、より清掃のしやすい防災カーテンに更新を図る備品購入費 2 0 万 3 千円追加。

4 目保育所費 1 0 節需用費は、各教室、手洗い場等の蛇口 1 7 か所を自動水栓へ取り替える建物等修繕料 7 4 万 5 千円追加。

1 7 節備品購入費は、歯ブラシ用滅菌保管庫の更新、テーブル購入に係る備品購入費 2 5 万 5 千円追加。

5 目へき地保育所費 1 節報酬は、個別支援が必要な児童の入所等による対応といたしまして、支援に当たるパートタイム会計年度任用職員の加配に係る職員報酬 1 8 7 万 2 千円追加。

1 0 節需用費は、止別・旭野へき地保育所に係る感染予防消耗品費 5 2 万 4 千円追加。

止別へき地保育所の調理室、トイレ等の手洗い用の水道蛇口 5 か所を自動水栓へ取り替える建物等修繕料 2 4 万円追加。合わせて 7 6 万 4 千円追加。



次のページになります。

17節備品購入費は、密を避けるため空きスペースを活用した分散保育実施に係る防災カーテン・テーブル等整備に係る備品購入費47万1千円追加。

児童福祉費合わせて679万6千円追加計上するものでございます。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、18節負担金補助及び交付金において網走厚生病院脳神経外科経営安定化支援事業負担金としまして、協定に基づき、令和元年度収支損失額のうち本町負担分175万2千円追加計上するものでございます。

5目環境衛生費12節委託料ですが、一般廃棄物最終処分場につきましては、残余年数から次期処理場の整備計画を早々に進めていく必要があり、近隣自治体との広域整備を含めた多面的な検討のため、現処理場の利用見込みを明確にした上で、基本構想策定の事前調査として、従来調査に加えて、より精度の高い現地測量等を実施することとして、残余容量調査と使用可能年数算出等に係る一般廃棄物処理場残余容量調査業務委託料342万1千円追加。

保健衛生費合わせて517万3千円追加計上するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項3目農業振興費は、14節工事請負費で農業振興拠点施設建設と並行して進められております園芸ハウス及び路地栽培用圃場への出入口として計画していました19線側からの接続用施設内道路をグラウンド東側に造成するもので、重量物に耐えられるよう横断管の入れ替えを含めた工事請負費1,025万5千円追加計上するものでございます。

10款教育費は、1項1目教育委員会費でGIGAスクール事業の推進を図るため、インターネット上に教育機関としてのドメイン取得業務委託料、利用料を合わせて2万円追加。

5目教育支援委員会費は、委員変更により不足となります委員報酬、費用弁償を合わせて1万6千円追加。

教育総務費合わせて3万6千円追加計上するものでございます。

次に、歳入予算ですが、8ページにお戻りください。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は、戸籍附票・住基システム改修業務に係る国庫補助といたしまして、社会保障税番号制度システム整備費補助金711万6千円追加。運動スポーツ習慣化促進事業に係る国庫補助といたしまして、地方スポーツ振興費補助金1千万円追加。

2目民生費国庫補助金は、子育て支援センター、放課後児童クラブを対象とした新型コロナウイルス感染症対策の特例措置といたしまして、子ども・子育て支援交付金150万円追加。保育所、へき地保育所を対象に、新型コロナウイルス感染症対策を含めた保育環境改善等事業の拡充分としまして、保育対策総合支援事業費補助金150万円追加。

国庫補助金合わせて2,011万6千円追加計上するものでございます。

15款道支出金は、2項1目民生費道補助金で、保育所、子育て支援センター等の新型コロナウイルス感染症対策費としまして268万9千円を追加計上するものでございます。

19款繰越金は、財源調整分といたしまして、前年度繰越金2,229万円追加計上。

次のページになります。

20款諸収入3項6目自治総合センター助成金は、感染予防対策での整備に振り替えた地域コミュニティ備品整備事業の財源充当としていたコミュニティ助成事業助成金250万円を減額計上するものでございます。

21款町債は、第2表地方債補正でふれましたが、特別養護老人ホーム経営安定化支援事業の財源としまして、過疎地域自立促進特別対策事業債270万円を追加計上するものでございます。

15ページの給与費明細書につきましては、教育支援委員の報酬の追加によるものでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君） 次に、議案第37号、令和2年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第

1号)について御説明申し上げます。

補正予算書17ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ保険事業勘定において968万9千円を追加し、予算総額を5億5,844万3千円とするものでございます。

補正予算書24ページをお開き願います。

初めに、歳出予算の補正ですが、6款1項償還金で、令和元年度給付費等の確定に伴い、国道支払基金のそれぞれの負担割合に基づく交付金等の清算分といたしまして、保険給付費及び地域支援事業に係る国道支出金の返還金968万9千円を追加計上するものでございます。

22ページにお戻り願います。

歳入予算の補正ですが、償還金の財源といたしまして、7款1項繰越金で、保険給付費分890万4千円、地域支援事業費分78万5千円、合わせまして968万9千円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番(工藤孝一君) はい、6番。総務費の企画広報費、運動・スポーツ習慣化促進事業の関係であります。これは、実践講習会はふれあいというふうにお聞きしたと思うんですが、スポーツジムの関係、ことぶき学園の100名、10月から3月、これの実施する場所、そしてどういう器具をそろえる予定なのか。あと、指導者の体制を整えるのか。あと、コロナ対策についてはどういう対策を考えるのか。そしてまた、10月から3月で期間限定なのか、ちょっとお伺いします。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長(村上信二君) ただいま議員から御質問いただきましたスポーツ庁の事業の関係でございますが、こちらのほうは、スポーツを通じた健康増進を推進するために、地域においてスポーツや健康に関する行動を効率的にするものということで、本来であれば、年度当初にスポーツ庁のほうから事業紹介等がございました。ただ、年間、その当時の予算で1億8千万円という予算規模で募集をしております。今回まだコロナ禍ということで、若干件数が少なかったこともありまして、8月に追加募集があったものでございます。追加募集につきましては、全国で3団体ということで、今回、本町を含めまして5団体が追加募集にエントリーしまして、そのうち3団体が内示を頂いたところでございます。

事業の内容といたしましては、役場だけではなく、行政組織、民間団体、そして大学ということで、産学官連携のもとにこういったスポーツ事業を積極的にやるということで、今年度につきましては、本町につきましては65歳以上の高齢者を対象にということで、一応2年度事業でございますので、今これから協議会等を実行委員会を設立いたしまして、来月以降の活動で3月末までを予定してございます。

内容といたしましては、民間事業者、今回でいきますと、将来的なスポーツジムの監修等御協力をいただいております株式会社ルネサンスさんの御協力、それと、大学のほうであります。北見の日赤看護大学、そして地元の赤十字病院の御協力をいただいて、全体的な監修につきましては、連携協定を持っておりまです。北大の公共政策大学というところにも監修をお願いしていますが、個々の体調の状況を確認しながら、手軽にできる運動から段階的に形成をしていくと。

集団的に集まる場所につきましては、主にふれあいセンターを予定してございます。そういったものにつきましては、看護大の先生方にも来ていただいて、状況を見極めて御指導いただくほか、運動のスポーツメニューにつきましては、簡単なものから高度なものまで、ルネサンスさんのほうで全国的にも実績を持っています運動機能のプログラムを作ってください。コロナ禍でもございますし、毎回集団で集まるのも難しいものですから、DVD等も作成して、そういったものを手軽に自宅でもできる、定期的に集まって、それを運動した状況を見比べてどれぐらいの成果が出ているか。それと、可能であれば病院さんのほうの協力も、どこまでちょっと今、カルテの関係もございますけど、個人情報もありますけども、その人の健康状態と運動機能の結びつきをできて、統計等も取ればよろしいかなと思ってございます。

そういったもので、うちとしては高齢者の部分は今年度限りでございまして、できれば継続として来年

度以降も事業にエントリーをさせていただきまして、来年度は子供、そして再来年度は一般成人と含めたような形で、町民全体の健康の意識の改善と将来的な複合庁舎での道筋といたしまして、町民の健康意識の熟成につなげていければなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。実施に当たっては、団体、各種関係する団体の方々にも呼びかけて実施したいということですね。

この取組をできれば継続してということですが、日赤看護大の指導員を呼ぶということですが、この点については、既に本町が、福祉課あるいは教育委員会で実施している健康教室とか、そういうあれと一緒にするのでしょうか、伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）現状も健康教室とか、既に実施しておりますけれども、それはそれといたしまして、それと並行いたしまして、新たな事業として、今回、日本赤十字社北海道看護大学でありますとか、小清水赤十字病院等の助言・指導いただけるということで協議整えておりますので、今後、ただいま企画財政課長からありましたように、個人個人の健康プログラムの作成でありますとか、健康カルテ、このような作成に、今申しあげました団体の助言・指導を仰ぎながら、今年度、既存の事業と並行して取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（工藤孝一君）はい、分かりました。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第36号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第36号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、令和2年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を受けません。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第37号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第37号、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号 乃至 議案第40号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第38号ないし日程第14、議案第40号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、北海道町村議会議員公

務災害補償等組合規約の変更についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第38号ないし議案第40号について一括して御説明いたします。

議案書21ページからとなります。

配付しております新旧対照表もあわせて御覧いただければと思います。

規約を変更する3組合につきましては、いずれも本町が加入している組合でございまして、改正内容といたしましては、3組合ともに解散する団体が生じたことによる改正でございます。

議案第38号、北海道市町村総合事務組合規約の変更につきましては、令和元年7月31日付、札幌広域圏組合。令和2年3月31日付、山古志郡衛生処理組合。令和2年9月30日付、奈井江浦臼町学校給食組。それぞれの解散により、これらの団体を組合の構成組織より削除するものでございます。

議案第40号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきましても、ただいま御説明いたしました3団体を組合構成組織より削除するものでございます。

議案第39号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、御説明いたしました3団体のうち、山古志郡衛生処理組合及び奈井江浦臼町学校給食組合を組合構成組織より削除するものでございます。

附則の施行期日につきましては、各市町村の議会議決後に、北海道知事、もしくは総務大臣の許可が必要になることから、議案第38号は、北海道知事の許可の日から、議案第39号及び第40号の規約は、総務大臣の許可の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第38号ないし議案第40号、3件を一括して採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第38号及び議案第39号並びに議案第40号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第41号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第41号、小中学校情報機器整備事業に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま上程されました議案第41号、小中学校情報機器整備事業にかかる契約の締結について御説明申し上げます。

議案書24ページと資料の入札及び契約状況表をあわせて御覧願います。

本件の入札につきまして、令和2年9月1日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、資料のほうに記載のとおり、有限会社さが井商店が2,979万2千円、消費税込み金額3,277万1,200円をもって落札しました。

以上のとおり落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決

を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第41号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第41号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時55分

○議長（坂田秀昭君）それでは、本会議を再開いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時55分

再開 午後 0時56分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

### ◎同意第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、同意第3号、教育長の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました同意第3号、教育長の任命について御説明申し上げます。

現教育長の加藤友幸氏は、平成29年10月に就任されて以来3年間、本町教育行政の円滑なる上に御尽力をいただき、今月30日をもって任期満了となるところであります。

つきましては、引き続き同氏を次期教育長に再任いたしたく、本案を御提案申し上げた次第でございます。

加藤友幸氏の経歴につきましては、別途履歴書をお配りしておりますので、御紹介は省略をさせていただきますが、人格は極めて円満で、教育、学術及び文化の振興に関しましても、優れた識見と熱意を有している方でございまして、教育長として適任と存じますので、再任について御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第3号、本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第3号、原案のとおり同意と決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時57分

再開 午後 1時00分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎同意第4号 及び 同意第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第17、同意第4号及び日程第18、同意第5号、小清水町教育委員の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました同意第4号及び第5号、教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

現委員の渡辺亨氏と鈴木修司氏におかれましては、平成24年10月に就任されて以来2期8年にわたり、本町の教育行政に御尽力をいただき、今月30日をもって任期満了となるところでございます。

つきましては、引き続き両氏を次期委員に再任いたしたく、本案を御提案申し上げた次第でございます。

渡辺氏と鈴木氏の経歴につきましては、別途履歴書をお配りしておりますので、御紹介は省略をさせていただきますが、人格は極めて円満で、教育、学術及び文化の振興に関しましても、優れた識見と熱意を有している方ございまして、教育委員として適任と存じますので、再任について御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

初めに、同意第4号、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第4号、原案のとおり同意と決定されました。

次に、同意第5号、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第5号、原案のとおり同意と決定されました。

◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、認定第1号、令和元年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました認定第1号、令和元年度小清水町各会計歳入歳出決算認定につきましては、別紙監査委員の決算意見書を添えて上程いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、説明資料としまして別冊の主要施策成果調をお手元にお配りしておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）重成代表監査委員から、決算審査の意見について説明を求めます。

○代表監査委員（重成一男君）代表監査委員の本会議説明要旨、令和2年9月15日、決算審査を行いましたので、その結果について御説明申し上げます。

審査につきましては、8月5日から7日までの3日間にわたり鬼塚監査委員と実施いたしました。

審査の方法につきましては、例年同様、町長から提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する調書、関係帳簿など、数値の正確性、適法性、財政収支及び予算の執行状況について審査を行ったところでございます。

審査結果につきましては、各会計決算書及び基金の運用状況ともに計数に誤りはなく適正に表示されており、法令に義務づけられたものが具備されておりました。

したがって、毎月実施しております出納検査により確認している金銭の出納と合わせ、各会計決算残金、歳入歳出外現金の保管及び基金の運用状況について、適正に執行されたものと認めるところでございます。

それでは、決算審査意見書に沿って、かいつまんで御説明申し上げます。

まず、意見書3ページの一般会計でございますが、歳入総額は58億4,102万7千円で、前年度と比較して4億794万7千円の減、歳出総額は55億8,168万4千円で、前年度と比較して3億1,680万3千円の減と、歳入歳出ともに前年度を下回っております。

次、4ページの歳入の減少となったものでございますが、道支出金と寄附金が大きく減少しております。道支出金につきましては、産地パワーアップ事業に係る補助金で、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の減少となっております。

町税の決算額は6億2,154万5千円で、前年度より329万4千円の増となっております。

内訳は、町民税が142万6千円減の2億9,155万7千円、固定資産税が410万8千円増の2億7,189万8千円、軽自動車税が42万9千円増の2,104万4千円、町たばこ税が21万6千円増の3,648万5千円、入湯税が3万3千円減の56万1千円となっております。

収入率は98.47%で、前年の98.70%から0.23%減少しております。

未収額は922万1千円で、前年度より121万8千円増加しております。

次、5ページ、税外収入の決算額は7,674万1千円で、前年度より965万1千円の減となっております。

内訳は、保育料が幼児教育無償化により925万6千円減の1,653万5千円、公営住宅使用料が37万4千円減の4,040万7千円、地域特別賃貸住宅貸付料が33万円増の1,664万3千円、学校給食材料費収入が35万1千円減の315万6千円となっております。

収入率は97.98%で、前年度の97.08%から0.9%上昇しております。

未収額は158万5千円で、前年度より26万5千円減少しております。

次に、6ページ中段の基金の状況でございますが、一般会計の年度末残高は34億6,392万9千円で、前年度に比べ2億1,809万1千円で、5.9%の減となっております。

次、地方債の状況につきましては、年度末における残高は66億8,848万1千円で、前年度と比べますと5億9,594万円の減となっております。これは、小中学校や愛寿苑などの大型事業の起債償還によるものです。

次、7ページ、債務負担の状況につきましては、年度末残高は21億170万5千円で、前年度と比べますと2億3,713万7千円の減となっております。

地方債残高と債務負担行為額を合計すると87億9,018万6千円となり、前年度より8億3,307万7千円減少しております。

次、8ページ中段の主要財政指数等でございますが、財政力指数は0.219で、前年度と比べ0.006ポイント上回っており、経営収支比率につきましては86.3%で、0.4ポイント上昇、公債費負担比率につきましては23.9%で、0.3ポイント上昇、起債制限比率につきましては10.4%で、0.2%上昇しております。

経常収支比率につきましては、目安となる80%を平成28年度から超えている状況が続いておりますので、引き続き指標の推移に留意し、健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

予算執行率及び事務手続等については、おおむね良好に執行されており、特に申し上げる事項はございません。

次、9ページの国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額は9億389万1千円で、前年度より1億527万円の減、歳出総額は8億6,216万5千円で、前年度より9,904万8千円の減と、歳入歳出ともに前年度を下回っております。

10ページ、歳入の保険料のみ決算額は2億6,559万9千円で、収入率は98.29%、未収額は

432万1千円で、前年度より166万9千円増えております。

歳出については11ページになりますが、平成30年4月から開始された国民健康保険制度の都道府県化に伴うシステム改修を平成30年度で終了しておりますので、総務費で2,094万5千円の減、また、被保険者数の減少及び医療費の抑制により、保険給付費が4,298万8千円の減、国保事業納付金が3,204万3千円の減となっております。

歳出全体では、前年度を9,904万8千円下回り、歳出決算は、予算現額8億8,428万1千円に対し、支出済額8億6,216万5千円、予算現額に対する支出割合は97.5%で、適正に執行されております。

また、基金に1,500万円の積立てを行っており、国民健康保険事業の基盤の安定化が図られたものと評価しているところでございます。

今後においても余裕を持った会計運営を目指し、努力されることを望んでおります。

次、12ページの後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額は8,986万3千円で、前年度より265万7千円の減、歳出総額は8,890万6千円で、前年度より277万6千円の減と、歳入歳出ともに前年度を下回っております。

13ページ、歳入の保険料の決算額は6,517万8千円で、前年度より44万2千円増加しておりますが、収入率は100%から99.96%に減少し、未収額が2万3千円発生しております。

歳出については、特に申し上げることはございません。

次、14ページの介護保険特別会計でございますが、保険事業勘定で、歳入総額は5億5,209万円で、前年度より69万円の減、歳出総額は5億805万3千円で、前年度より662万9千円の減と、歳入歳出ともに前年度を下回っております。

サービス事業勘定の決算額は、歳入歳出ともに2,114万8千円で、前年度より41万7千円減少しています。

16ページ、歳入の介護保険料の決算額は1億277万5千円で、収入率は99.81%、未収額は16万6千円となっております。

サービス収入の決算額は578万2千円で、収入率は100%となっております。

次、18ページの簡易水道特別会計でございますが、歳入総額は1億4,634万円で、前年度より3,963万3千円の減、歳出総額は1億3,312万円で、前年度より3,329万9千円の減と、歳入歳出ともに電気計装設備更新事業が終了したことにより、それぞれ前年度を下回っております。

19ページ、歳入の水道使用料の決算額は7,670万3千円で、収入率は98.28%、未収額は124万8千円で、前年度より19万円増加しております。

引き続き、水道使用料をはじめとする財源の確保に努めていただくとともに、本年4月からの公営企業会計への移行を期に、資産の明確化による老朽配水管の計画的な更新と施設の維持管理に万全を期していただきたいと思っております。

次に、20ページの農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入総額は1億2,832万3千円で、前年度より1億3,307万6千円の減、歳出総額は1億1,738万4千円で、前年度より1億2,925万6千円の減と、歳入歳出ともに排水処理場設備更新事業が終了したことにより、前年度を大きく下回っております。

21ページ、歳入の農業集落排水使用料の決算額は5,176万5千円で、収入率97.76%、未収額は109万円で、前年度より12万2千円増加しております。

今後も、簡易水道事業と連携しながら、財政運営の健全化に努めていただきたいと思います。

以上が決算審査の概要でございますが、最後のページに記載のとおり、令和元年度の決算につきましては、新型コロナウイルスの影響によって、年度末の会議や研修会などの事業が相次いで中止になったことにより、歳出において不要額が目立った決算となっているものの、おおむね適正に執行されたと認めるところでございます。

一般会計と特別会計の決算総額は、歳入は76億8,268万2千円で、歳出が73億1,246万円で、翌年度繰越額の405万5千円を差し引いた実質収支額は3億6,616万7千円の黒字となったところ



でございます。

町税につきましては6億2,154万5千円で、前年より329万4千円の増、税外収入は7,674万1千円で、965万1千円の減、特別会計の国民健康保険料と介護保険料及び上下水道使用料の合計は5億6,780万2千円で、603万2千円の減となっております。

収入率は、町税が△0.23%の減少、税外収入は0.9%上昇、特別会計は0.13%の上昇となっておりますが、個々で見ると、町民税の個人と国民健康保険料の収入率は、いずれも△0.71%前年より下がっており、未収額は、町民税が120万7千円の増の451万8千円、国民健康保険料は166万9千円増の432万1千円と増えております。

保険料の滞納は、保険証の有効期間や調整交付金も影響いたしますので、保険制度に対する理解と納付意欲の向上に努めていただき、さらなる徴収の強化をお願いいたします。

一般会計における指標でございますが、経常収支比率、公債費負担比率ともに上昇しております。これは、一時的な状況であり、起債の償還を終える事業によって、数年後には下がることが見込まれておりますが、これから本格化する高校跡地や複合庁舎などの大型事業により、難しい財政運営が求められるものと思っております。

以上が決算の概要でございますが、今後、人口減少と高齢化に伴う様々な行政課題に対処するには、将来につながる事業の選択と集中が重要になってきますが、次世代に過度な負担を強いることのない持続可能な財政運営に努められることを切に願い、決算審査の意見とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）各執行機関及び監査委員に対して質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議会運営基準に基づき、議長から指名することにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に高橋隆文議員、副委員長に工藤孝一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会が終了するまで、休会にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

#### ◎散会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

(午後 1時20分)